

北京行動綱領(1995年)及び第23回国連特別総会成果文書(2000年)の実施
第4回世界女性会議の20周年記念と2015年北京宣言及び行動綱領の採択に寄せて

国家的レビューのための準備としてのガイダンスノート

I. 背景及び序文

2015年、国連婦人の地位委員会は、第4回世界女性会議(北京、1995年)で採択された北京行動綱領及び第23回国連特別総会成果文書(2000年)の実施に関するレビューと評価を遂行する予定である。

E/RES/2013/18の決議において、国連経済社会理事会は、全ての国家に対し、北京行動綱領と第23回国連特別総会成果文書の実施のこれまでの進捗及びその遂行の過程で直面した課題について、国家レベルの包括的なレビューを行うよう呼びかけた。当該決議の3段落から5段落にかけて、次のような記載がある。

「2015年の第59回委員会において、コミッションが、北京行動綱領と第23回国連特別総会成果文書の実施に関する評価及びレビューを行うことを決定する。評価及びレビューの対象には、行動綱領の実施並びに男女平等及び女性のエンパワーメントの達成状況に影響を与えている目下の課題、そして、ジェンダーの見解の統合を通じた2015年以降の開発課題における男女平等の促進の機会及び女性のエンパワーメントも含まれる。

全ての国家に対して、北京行動綱領と国連特別総会成果文書の実施のこれまでの進捗及びその遂行の過程で直面した課題について、国家レベルの包括的なレビューを行うよう呼びかける、そして、地域委員会に対して、地域レベルでの政府間プロセスの成果を2015年のレビューに織り込むべく、地域的なレビューを行うよう促す。

北京行動綱領と第23回国連特別総会の実施において、政府に対し、市民社会の役割と貢献の支援、特に非政府組織と女性の組織に対する支援を継続するよう強く要請する。この観点から、利害関係人の経験や専門知識の恩恵を受けるべく、2015年のレビューのための準備におけるあらゆる段階において、関連の利害関係人と協力するよう政府に呼びかける。」

北京行動綱領と第23回国連特別総会の実施に関するレビュー及び評価に加えて、そのレビューは相談及び自覚を促す機会にもなる。それゆえ、国家的レビューの準備を行う過程で、加盟国は、政府の内外において幅広い範囲の利害関係人に対する相談プロセスを経

るよう推奨される。

国連ウィメン及び 5 つの国連の地域コミッションが、そのレビュー及び評価を協力して行っている。当該地域コミッションは、国家的なレビューを、2014 年を通じて行われた地方における政府間プロセスに提出される予定である地域的な分析レポートの準備のために使用することを予定している。全ての国家的レビューは、国連ウィメンのウェブサイトに、それぞれの地域コミッションのウェブサイトのリンクとともに掲載される予定である。関連の利害関係人と協議中ではあるが、それらは、第 59 回国連婦人の地位委員会に提出されるために、国連ウィメンによって準備される世界的なレビュー及び評価に貢献するであろう。

現在の**ガイダンスノート**は、これらの国家的なレビューを支援し促進することをねらいとするものである。

II. 国家的なレビューに関するガイダンス

国家的なレビューは、**遂行**に重きを置くべきであり、取られた行動や、査定、研究出版物、報告書、質量ともに十分なデータで保管された達成結果の**インパクト**に関する具体的かつ証拠に基づいた分析を含むべきである。そのレビューは、男女平等と女性のエンパワーメントを達成するための**将来の計画及びイニシアティブ**について議論しなければならない。

その国家的レビューは、**第 1 セクション**において、北京行動綱領の採択からの期間をカバーしなければならない。それらは、過去のレビューの進捗、すなわち 2000 年、2005 年及び 2010 年に行われたレビューについて報告されなければならない。その他の多様な情報源、例えば、国家のミレニアム開発目標 (MDG) に関する報告、国連人口開発会議 (ICPD) に関する 2014 年のレビューのために準備された調査、女性差別撤廃条約の下で締約国から提出された報告、2013 年 2 月¹に国連の統計委員会に提出された、国連の地域コミッションが所轄する国におけるジェンダーの統計調査に関する世界的なレビュー、その他の国家的な分析も引用され得る。国家的なレビューはこれらの調査結果を実証する必要はないが、むしろ、長期的な傾向、機会及び課題を反映した統一かつ包括的な分析並びに北京行動綱領及び第 23 回国連特別会議の成果文書以来に達成された結果を提示するために、これらの調査結果に基づいて事を進める必要がある。

¹ 国家的なレビューは、国連の統計課によって地域委員会と協議しながら開発された国家的な統計システムにおける、ジェンダーの統計に関する包括的な分析であり、各機関協力組織のタスクチーム及びジェンダー統計の専門家集団によってまとめられたものである。それは、それぞれの地域における地域コミッションにより所轄され、計画、作出及びジェンダー統計の使用に関する 30 の質問を含むものである。結果については、<http://undocs.org/E/CN.3/2013/10> 参照。

第 2 セクションでは、国家的なレビューは、2009 年以降に重点を置いた上で、その行動綱領における 12 の主要な関心領域に関する進捗について取り組まなければならない。

第 3 セクションは、データと統計に関する問題を取り上げなければならない。それは、2013 年 2 月に国連の統計委員会に提出された、各国におけるジェンダーの統計調査に関する世界的なレビューの結果を補完すべきである。

第 4 セクションは、行動綱領並びに持続可能な開発目標と 2015 年以降の開発課題における男女平等の促進の推奨及び女性のエンパワーメントを含む追加の優先事項に関する主要な発展課題を取り上げなければならない。

可能ならばいつでも、情報は、地方の女性、高齢の女性、障害とともに生きる女性、先住民の女性、HIV 及びエイズとともに生きる女性といった特別な女性のグループその他複数の差別や不利益に直面する可能性のある女性のグループに関する状況について提供されなければならない。各国は、国家及び地域レベルで、男女の平等及び女性のエンパワーメントに関する状況を観察するために使用される指標に関する情報を提供することを推奨されている。

国家的レビューの構成及び内容

国家的レビューは、次のセクションによって組成されるべきであり、次の基本質問に取り組まなければならない。

セクション 1 : 1995 年以降の成果に関する概括的な分析 (推奨される長さ:10 頁)

- a) 北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書の採択以降の男女平等及び女性のエンパワーメントに関する各国の 3 つから 5 つの主要な成果は何か?

なぜそれらが主要な成果であると考えられるのか? その分析を裏付ける証憑を提供してください。

この成功に寄与したものは何か? この成功を維持または構築するための方針及びメカニズムに関連して採られた手段を述べる。

- b) 北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書の採択以降の男女平等及び女性のエンパワーメントの達成に関する各国の 3 つから 5 つの主要な課題は何か?

なぜこれらは主要な課題であると考えられるのか？

課題に取り組むために実施中の戦略について述べよ。

- c) 北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書の採択以降、男女平等及び女性のエンパワーメントに向けて、進行中にどのような失敗/破綻が経験されてきたか(もし b において既に列挙された事項と異なるのであれば)？

失敗を生じさせた主な要因は何か？

もしあれば、失敗を克服するためにどのような緩和手段や他の行動が取られてきたか？

- d) 男女平等及び女性のエンパワーメントを推進するにあたり、何が主な憲法上の、立法上の及び/または法的な発展であるといえるか？

どのような施行中の(または既に導入されている)法律及び/または規制が、当該国の男女平等及び女性のエンパワーメントの推進に逆効果を及ぼし得るのか？

- e) 男女平等そして女性のエンパワーメントの推進において投資された国家予算の概算的な割合はどのようなものか？

国家、地域/州そして地方レベルの計画及び予算の発展のための準備において、男女平等及び女性のエンパワーメントに関する国家的な計画や予算の割当を増やしそして追跡するための努力について述べよ。

- f) 政府と市民社会との間の恒常的なやり取りのためにとられているメカニズムは何か？もしメカニズムが実施中なのであれば、それらを簡潔に述べよ。

市民社会組織、女性の組織、学究的環境、宗教的倫理に基づいた社会活動の団体、民間セクターその他の活動主体を含む非政府組織は、北京行動綱領の監督及び遂行のために設けられたメカニズムに正式に参加しているか？

もししていなければ、そのようなメカニズムの設立を妨げている主な障害は何か？

- g) 北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書の監督及び遂行に関する知識及び経

験の共有を支援するためにその国が行っている、主な、各国間の双方向の小区域の及び/または地域的協力は何か？

そのような努力を通じてどのような結果が得られてきたか、そして、どのような教訓を得てきたか？

その協力の知覚価値は何か？

北京行動綱領の推進に関する知識及び経験の共有を強化するために、どのようにすれば協力を発させることができるだろうか？

- h) どのようにして、そしてどの程度、ミレニアム開発目標 (MDG) 全体、そして特にジェンダー関連の MDG は、北京行動綱領の遂行を促進し強化してきたのか？

セクション 2: 2009 年以降の行動綱領に関する重大問題領域の遂行の進捗

(推奨される長さ : 25 頁)

- a) 12 のそれぞれの問題領域における進捗状況及びそれらの戦略目標そして関連する第 23 回国連特別総会成果文書は何か？統計データ及びそのほかの関連する資料を含む具体的に根拠となる証憑を提供してください。

これらの分野のいずれかは 2009 年以降に発展し遂行された法的手段、国家的方針、戦略計画、プログラム及び/またはプロジェクトにより支援されてきたか？

これらの手段は関連の分野において監督されてきたか？これらの手段を通じて得られた結果に関する統計データや分析を提供してください。

- b) 重大問題領域を遂行する場面における 2009 年以降の障害、ギャップ及び課題について述べよ。

世界的な経済的及び財政的危機の結果を緩和するために、2009 年以降あなたの国で導入された反循環的な手段はあるか？

もしあれば、それらの手段はジェンダーの観点を取り入れ、及び/または、女性を目標のグループに含めているか。

- c) あなたの国では、2007/2008 年の経済危機の直後において、増税、民間出費の削減、

または民間セクターの縮小といった、緊縮財政方針/手段が導入されてきたか？

もしそうであるならば、どの程度、それらは重大問題領域に影響を及ぼしてきたか？教育、訓練、労働市場への参加、無償労働、社会保護へのアクセス、クレジットへのアクセスまたは起業家精神を含む社会的及び経済的活動への女性及び男性の参加といった重要な指標に関して、そのような手段が及ぼした影響について述べよ。

セクション3: データ及び統計

(推奨される長さ : 5 頁)

- a) 男女平等の進捗を監視するための主要な一連の国家的な指標は確立されたか？確立されていれば、添付資料において、その指標をご教示ください。

その存在するデータの収集の責任はどこにあるのか？

国家的指標が確立されていないのであれば、その理由は何か？

- b) 2013 年に国連の統計委員会によって合意された最小限の一連のジェンダー指標に関するデータの収集及び集積は始まったか？(指標一覧へのリンクはパート 3 において提供されている。)

もしそうであれば、データの収集及び集積の状況はどのようなものか？これまでに進められてきたジェンダーに関連するデータの国家レベルでの収集と集積を発展させるための計画を述べよ。

もしそうでないならば、その最小限の一式に基づいて取組みを始めるといった国家レベルの計画はあるか。簡潔に述べてください。

- c) 2013 年に国連の統計委員会で合意された女性に対する暴力に関する 9 つの指標に関連するデータの収集及び集積は始まったか？(指標一覧へのリンクはパート 3 において提供されている。)

もしそうであれば、データの収集及び集積の状況はどのようなものか？国家レベルでこれらの指標を生み出すために練られてきた計画を述べてください。

もしそうでないならば、これらの指標に基づいて取組みを始めるといった国家レベルの計画はあるか。簡潔に述べてください。

- d) 地方の女性、高齢の女性、障害とともに生きる女性、先住民の女性、HIV 及びエイズとともに生きる女性といった特別な女性のグループやその他のグループの状況に関するデータを収集するために取られてきたプロセスはどのようなものか？

セクション 4: 新たに出現した優先事項

(推奨される長さ : 2 頁)

- a) 北京行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書及び男女平等及び女性のエンパワーメントの国家レベルでの達成に向けた一連の政府間合意の実行を加速するための、今後 3 年から 5 年に亘る行動に関する重要な優先事項は何か？
- b) 持続可能な開発目標と 2015 年以降の開発課題に関する現在の議論における、男女平等と女性のエンパワーメントを強化するための、あなたの国の優先事項及び推奨事項は何か？

国家的レビューの添付資料

どこでもカバーされていない関連情報に加え、国家的レビューの添付資料は下記のものを含まなければならない。

- ・ 政府の部署や組織が関与した指標及び利害関係人が出席して開催された協議を含む、**国家的レビューの準備プロセス**に関する情報
- ・ セクション 1 で議論された全体的な傾向及びセクション 2 で議論された全ての重大問題領域に関して、適用の可否に応じ、詳細な**統計情報**
- ・ **重大問題領域**のいずれかにおいて進められ、どこにも含まれていない、方針及びイニシアティブに関する**ケーススタディ/良い実例**
- ・ **方針、戦略、行動計画及び出版物**の一覧、その所在へのリンクとともに(電子コピー)

III. 国家的レビューの提出

国家は、自国の国家的レビューを、ハードコピーと電子フォーマットにて、6 国連公用語のいずれかにて、関連の地域コミッション及び国連ウィメンに対して、遅くとも **2014 年 5 月 1 日**までに提出することが求められている。

北京行動綱領—重大問題領域と戦略目標

A. 女性と貧困

- 戦略目標 A. 1. マクロ経済政策及び女性の貧困に関する必要性や努力に向けた開発戦略をレビュー、適用、維持せよ。
- 戦略目標 A. 2. 女性の平等権及び経済資源へのアクセスを確保するための法律や行政指針を改訂せよ。
- 戦略目標 A. 3. 救援へのアクセス並びに機構及び団体へのクレジットを女性に提供せよ。
- 戦略目標 A. 4. 性別に基づく手法を発展させ、貧困の女性化に取り組まれよ。

B. 女性の教育と訓練

- 戦略目標 B. 1. 教育へのアクセスの平等を確保せよ。
- 戦略目標 B. 2. 女性間の非識字を撲滅せよ。
- 戦略目標 B. 3. 職業訓練、科学及び技術並びにコミュニケーション教育への女性のアクセスを推進せよ。
- 戦略目標 B. 4. 差別のない教育や訓練を発展させよ。
- 戦略目標 B. 5. そのための十分な資源を割り当て、教育改革の遂行を監督せよ。
- 戦略目標 B. 6. 少女や女性のための生涯にわたる教育や訓練を推進せよ。

C. 女性と健康

- 戦略目標 C. 1. 適正で、無理のない価格かつ良質の健康管理、情報及び関連するサービスの至るところで女性のアクセスを増加せよ。
- 戦略目標 C. 2. 女性の健康を推進する予防プログラムを強化せよ。
- 戦略目標 C. 3. 性同一性障害、ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群(HIV/AIDS)並びに性及び生殖の健康問題に向けられたジェンダーに配慮したイニシアティブを引き受けよ。
- 戦略目標 C. 4. 女性の健康に関する情報を調査し、広めよ。
- 戦略目標 C. 5. 女性の健康のための資源を増やし、追求を監督せよ。

D. 女性に対する暴力

- 戦略目標 D. 1. 女性に対する暴力を予防し排除するための総合的な手段をとれ。
- 戦略目標 D. 2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防手段の効果を研究せよ。
- 戦略目標 D. 3. 女性の密売を撲滅し、売春及び密売による暴力被害者を援助せよ。

E. 女性の武力紛争

- 戦略目標 E. 1. 意思決定レベルでの紛争解決の場面における女性の参加を増やし、武

装された状況及びその他の紛争または外国占領下における女性の生活を保護せよ。

- 戦略目標 E. 2. 過度の軍事費用を縮小し、兵器の利用を制限せよ。
- 戦略目標 E. 3. 暴力をともなわない形式での紛争解決を推進し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させよ。
- 戦略目標 E. 4. 平和文化の育成に向けた女性の貢献を推進せよ。
- 戦略目標 E. 5. 難民女性、その他の国際的な保護を必要とする追放された女性及び国内に住むところがなくなった女性を保護し、援助及び訓練をせよ。
- 戦略目標 E. 6. 植民地及び非自治区域の女性に対して援助を提供せよ。

F. 女性と経済

- 戦略目標 F. 1. 労働へのアクセス、適切な労働条件及び経済的資源のコントロールを含む女性の経済的な権利及び自立を推進せよ。
- 戦略目標 F. 2. 資源、労働並びに市場及び取引に対する助成の平等なアクセスを促進せよ。
- 戦略目標 F. 3. 特に低所得の女性に対して、ビジネスサービス、訓練及び市場へのアクセス並びに情報及び技術を提供せよ。
- 戦略目標 F. 4. 女性の経済的能力及び商業的人脈を強化せよ。
- 戦略目標 F. 5. 職業的差別及びあらゆる形式での労働差別を撲滅せよ。
- 戦略目標 F. 6. 女性及び男性の、仕事及び家庭の責任の調和を推進せよ。

G. 権力及び意思決定における女性

- 戦略目標 G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセスと全面的な参加を確保するための対策を講じよ。
- 戦略目標 G. 2. 意思決定及びリーダーシップに参加するための女性の能力を向上させよ。

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- 戦略目標 H. 1. 国家機構及びその他の政府組織を創造し強化せよ。
- 戦略目標 H. 2. 立法行為、公共政策、プログラム及びプロジェクトにジェンダーの視点を取り込め。
- 戦略目標 H. 3. 計画及び評価のための性別ごとのデータ及び情報を作成し、広めよ。

I. 女性の人権

- 戦略目標 I. 1. 全ての人権法律文書、特に女子差別撤廃条約の全面的な遂行を通じて、女性の人権を推進及び保護せよ。
- 戦略目標 I. 2. 法及び実務における平等及び非差別を確保せよ。
- 戦略目標 I. 3. 法的な知識を獲得せよ。

J. 女性とメディア

- 戦略目標 J.1. メディア及びコミュニケーションの新技术におけるまたはそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加及びアクセスを増加させよ。
- 戦略目標 J.2. メディアにおいて、均衡のとれた、偏見のない女性像を掲げよ。

K. 女兒と環境

- 戦略目標 K.1. 全てのレベルにおいて環境的な意思決定に積極的に女性を関与させよ。
- 戦略目標 K.2. 持続可能な発展のための政策やプログラムにジェンダーの問題点や視点を取り入れよ。
- 戦略目標 K.3. 女性に関する発展や環境的な政策の影響力を分析するために、国家的、地域的及び国際的なレベルでの機構を強化し確立せよ。

L. 女兒

- 戦略目標 L.1. 女兒に対するあらゆる形態の差別を撲滅せよ。
- 戦略目標 L.2. 少女に対する消極的な文化的態度及び実務を排斥せよ。
- 戦略目標 L.3. 女兒の権利を推進そして保護し、彼女の必要性及び将来性の認知を向上させよ。
- 戦略目標 L.4. 少女の教育、能力向上及び訓練に対する差別を撲滅せよ。
- 戦略目標 L.5. 健康及び栄養に関する少女に対する差別を撲滅せよ。
- 戦略目標 L.6. 児童労働といった経済的搾取を撲滅し、就労中の若い女性を保護せよ。
- 戦略目標 L.7. 女兒に対する暴力を撲滅せよ。
- 戦略目標 L.8. 女兒の自覚及び社会的、経済的及び政治的生活への参加を促進せよ。
- 戦略目標 L.9. 女兒の地位の向上における家族の役割を強化せよ。